

羽幌都市計画（羽幌町） 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

（非線引き都市計画区域）

I. 都市計画の目標

1. 基本的事項

（1）目標年次

この方針では、羽幌都市計画区域（以下「本区域」という。）について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を令和 12 年(2030 年)の姿として策定する。

（2）範囲

本区域の範囲及び規模は次のとおりである。

羽幌都市計画区域	市 町 名	範 囲	規 模
	羽 幌 町	行政区域の一部	約 1,764 ha

2. 都市づくりの基本理念

本区域は、道北連携地域留萌地域の中央部からやや北側の、羽幌川及び築別川の流域に広がる平地に位置しており、周囲は天塩山脈に囲まれ、西は日本海に面している。

また、沖合には暑寒別天売焼尻国定公園に指定された天売島及び焼尻島がある。

河川流域に広がる肥沃な土地での農業や、資源豊かな日本海での漁業、石炭産業などを基幹産業として市街地が発展してきたが、石炭産業の衰退や旧国鉄羽幌線の廃止により人口は急激に減少した。

近年は、少子高齢化が進行しており、高齢者が暮らしやすい住環境の整備や、子育て環境の整備等魅力あるまちづくりが求められている。

また、中心市街地においては、地域産業の衰退等に伴う活力の低下や、空き店舗の増加等空洞化が進んでおり、市街地の整備改善と地域産業の活性化を一体的に推進する等、中心市街地の活性化及び機能回復を図る必要がある。

羽幌町ではまちの将来像を「心と心をつなぐハートコミュニケーションはぼろ」とし、次の 3 つを基本目標にまちづくりを進めることとしている。

- ・地域の自然が育む豊かなまち
- ・誰もが居場所と生きがいを持って暮らせるまち
- ・安心で魅力的な田舎暮らしができるまち

本区域の都市づくりにおいては、このことを踏まえるとともに、今後は人口の減少や少子高齢化が進行することから、市街地の拡大を抑制し、都市の既存ストックの有効活用を促進することにより、都市の防災性の向上が図られ、様々な都市機能がコンパクトに集積した都市構造、さらには、地球環境時代に対応した低炭素型都市構造への転換を目指す。

II. 区域区分の決定の有無

1. 区域区分の有無

本区域に区域区分は定めない。なお、区域区分を定めなかった根拠は以下のとおりである。

本区域は、従来より都市の規模及び人口、産業の動向等から急激かつ無秩序な市街化の進行は見られず、用途地域周辺の農林漁業への影響も少ないことから、非線引き都市計画区域としてきたところである。

現在、人口や世帯数は減少の傾向を示し産業、特に商工業については停滞している状

況であり、今後ともこれらが増加、発展に転じることは容易でないといと推測される。

今後は、未利用地等を有効活用しながら、これまで整備を進めてきた都市基盤を活用したコンパクトな内部充実型のまちづくりを基本とするため、将来の市街地については現在の市街地と同程度と想定し、農林漁業と健全な調和を図りながら、豊かな自然環境や景観の保全に努める都市づくりを進める。

これに加え市街地の規模に大きな影響を与える大規模プロジェクト等の予定もないことから、今後においても急激かつ無秩序な市街化の進行は見込めないものと判断し、区域区分は定めないこととする。

Ⅲ. 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要用途の配置の方針

本区域では、3・3・1号大通（国道232号）及び3・5・9号南1丁目通（一般道道上羽幌羽幌停車場線）を基軸とし、計画的に市街地の整備を進めてきた。

近年は、人口の減少、少子高齢化社会、まちなかの空洞化等、都市をとりまく環境変化に対応し、安全で快適な都市生活を持続可能とする都市を構築する「コンパクトなまちづくり」、及び低炭素都市構造への転換を目指し、本区域における住宅地、商業業務他、工業・流通業務地の各用途を次のとおり配置する。

① 住宅地

- ・本区域の住宅地は、一般住宅地及び専用住宅地で構成する。
- ・一般住宅地は、北町地区、南町地区、栄町地区及び商業業務地の周辺等に配置し、生活利便性の確保と住環境の形成及び保全を図るとともに、空き地や空き家の有効活用等土地利用の高度化と計画的な市街地の整備を促進する。
- ・専用住宅地は、市街地の緑辺部や朝日地区の朝日団地に配置し、周辺の自然環境や田園環境と調和し、高齢者等が安心して暮らせる良好な住環境の形成に努める。

② 商業業務地

- ・本区域の商業業務地は、中心商業業務地、地域商業業務地及び沿道商業業務地で構成する。
- ・中心商業業務地は、古くから商業地を形成している3・3・1号大通（国道232号）、3・3・2号中央通（一般道道上羽幌港線）、3・5・9号南1丁目通（一般道道上羽幌羽幌停車場線）等の沿道を中心とした南大通地区に配置し、商業・娯楽・業務施設の集積と充実を図るとともに、賑わいと交流の拠点として、空き地・空き店舗の活用や公園・緑地の整備、アクセシビリティの向上等による市街地の活性化を図る。
- ・地域商業業務地は、3・3・1号大通（国道232号）沿道の北大通地区に配置し、日常生活利便施設の集積とともに、市街地北側の利便性の向上を図る。
- ・沿道商業業務地は、幸町地区及び栄町地区の3・3・1号大通（国道232号）沿道に配置し、道路利用者及び周辺住宅地の住環境に配慮した沿道商業地の形成とともに、利便性の向上を図る。

③ 工業・流通業務地

- ・本区域の工業・流通業務地は、専用工業地及び一般工業地で構成する。
- ・専用工業地は、大規模工場や業務施設が立地する浜町地区に配置し、今後とも工業系土地利用の集積を図る。
- ・一般工業地は、緑町地区、羽幌港及びその周辺地区に配置し、周辺の住環境に配慮した軽工業施設等の集積を図る。
- ・羽幌港については、臨港地区を定めることにより適切な港湾土地利用を図る。

(2) 市街地の土地利用の方針

① 居住環境の改善又は維持に関する方針

用途地域内の新たに造成する住宅地については、地域の特性をいかしたゆとりある住環境の形成を図るため、地区計画等により、良好な住環境を維持していく。

(3) その他の土地利用の方針

① 優良な農地との健全な調和に関する方針

本区域のうち、集団的農用地や国営、道営の土地改良事業など各種農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域の農地等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として用途地域拡大の対象とはしない。

② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・ 洪水、湛水、津波、高潮、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。
- ・ 土砂災害特別警戒区域に指定されている羽幌幸町地区、羽幌港町5丁目地区及び羽幌朝日3地区については、災害防止の観点から、特に市街化を抑制する。
- ・ 既存市街地において災害発生の可能性のある地域については、地域防災計画に基づき、災害の防止に努める。

③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

豊かな自然環境を有する山林原野、樹林地、丘陵地、海浜地及び河川敷地等については、今後とも良好な自然環境の保全に努める。

④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

- ・ 羽幌港は臨港地区を定め、港湾機能の維持を図りつつ、都市機能との連携を図りながら、港町らしいまちなかの賑わいの復活を目指す。
- ・ 用途地域の指定のない区域について、無秩序な土地利用や市街地の拡大を防ぐため、必要に応じ特定用途制限地域を定めることにより、土地利用の整序を図る。

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設

① 基本方針

a 交通体系の整備の方針

本区域は、道北連携地域留萌地域の中央部からやや北側に位置する地方中小都市であり、今後も都市内道路網の重要性は変わらないものと考えられる。

このため、広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに、都市内交通にも対応した交通体系の形成を図る。

交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的かつ一体的に進めるとともに、人口減少等の社会情勢の変化に対応した都市の将来像を実現する交通体系の観点から、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。

また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化並びに多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方と情報技術等を活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で交通施設整備を検討する。

これらの考えのもとに、基本方針は次のとおりとする。

- ・都市間や空港及び港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成に合わせ、アクセス道路の整備を進める。
- ・多様な都市活動をさせ、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。
- ・歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するため、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を進める。
- ・公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成や交通結節点の整備を進める。
- ・本区域は、豊かな自然と地域性を生かした産業や観光等の振興発展に寄与し、市街地の基盤整備と一体となった効率的な交通体系の形成を図る。
- ・本区域は、フェリーターミナル及び流通拠点である地方港湾羽幌港を有することから、物流の効率化と円滑な交通ネットワークの形成に努める。

b 整備水準の目標

交通体系については、広域的かつ長期的視点に立って必要な路線の道路機能確保に努め、当面の整備水準は以下のとおりとする。

	平成 27 年(2015 年) (基準年)	令和 12 年(2030 年) (目標年)
幹線街路網密度	4.22 km/km ²	4.22 km/km ²

② 主要な施設の配置の方針

a 道路

- ・3・3・1号大通（国道232号）を都市の骨格となる道路として配置する。
- ・3・3・2号中央通（一般道道羽幌港線）、3・3・3号6条通（一般道道上羽幌羽幌停車場線）、3・4・6号幸町通（一般道道羽幌港線）、3・5・9号南1丁目通（一般道道上羽幌羽幌停車場線）及びその他の都市計画道路を配置し、都市内道路網を形成する。

(2) 下水道及び河川

① 基本方針

a 下水道及び河川の整備の方針

ア 下水道

生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図り、都市の健全な発展と公衆衛生の向上に資するため、下水道整備を促進する。

また、持続可能な下水道を目指し、老朽化した施設の長寿命化を進めるとともに、環境に配慮し、災害に強い施設の構築を目指す。

イ 河川

流域が本来有している保水・遊水機能を確保するとともに、自然環境等に配慮しつつ、防災と親水を目的とした河川及び水辺空間の整備に努める。

b 整備水準の目標

ア 下水道

本区域の下水道普及率は、平成27年（2015年）で84.0%であり、引き続き市街地の下水道の普及を目指すとともに、施設の長寿命化を計画的に推進する。

イ 河川

河川については、治水の安全度の確保や周辺環境に配慮した河川の整備に努める。

② 主要な施設の配置の方針

a 下水道

羽幌公共下水道については、下水管渠及びポンプ場を確保し、朝日地区に処理場を適切に配置する。

b 河川

羽幌川及び福寿川を主とする河川については、各種開発事業等との調整を図りつつ、総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境と市街地が融合する河川及び水辺空間の整備に努める。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。

市街地の下水道整備地区の下水管渠の整備を促進するとともに、短期的（5年程度）な部分最適による改築ではなく、中・長期的な視点で下水道事業全体の今後の老朽化の進展状況を予測しながら、維持管理及び改築を一体的に捉えて、計画的及び効率的に施設の改築を進める。

（3）その他の都市施設

- ・羽幌町外2町村衛生施設組合ゴミ処理場、羽幌地方卸売市場及び留萌中部地域広域火葬場については、それぞれの施設の整備等に関する計画を踏まえて適正な維持管理又は建替整備等を行い、必要に応じて都市計画変更を行う。
- ・その他のゴミ処理場等の都市施設について、それぞれの施設の整備に関する計画等を踏まえて適切な位置に配置し、公益性並びに恒久的な性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。

3. 自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針

（1）基本方針

本区域は、日本海に面した市街地を東西方向に流れる羽幌川及び福寿川の河川空間及び南東部や北部に展開する丘陵樹林地等が緑地の形態を成している。

この緑地の形態に即応して、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成及びその他の機能が総合的に発揮され、かつ、緑のネットワークを形成するように緑地の整備、再整備又は保全を行い、緑地全体の適正配置を図る。

また、都市公園においては長寿命化対策を行い、適正な維持管理を進める。

（2）緑地の配置の方針

① 緑地系統ごとの配置方針

a 環境保全系統

本区域の骨格となる緑地として、羽幌公園及びひばり公園を配置する。

b レクリエーション系統

日常圏的なレクリエーション活動に対処する緑地として、羽幌公園、ひばり公園及び農村公園の適正な配置及び整備を図る。

c 防災系統

災害時における避難地及び防災拠点として、地域の特性を生かした既存の羽幌公園、ひばり公園及びリバーサイド公園の適正な配置及び整備を図る。

d 景観構成系統

自然性に富んだ緑地や風致の維持及び良好な景観形成に資する局地の保全に努める。

e **その他の系統**

- ・羽幌川及び福寿川の河川空間や幹線道路の道路空間等の緑を充実し、緑豊かで潤いのある水と緑のネットワークの形成に努める。
- ・羽幌霊園を配置し、既存樹林地藤周辺の自然的環境と一体化に静寂な土地を保全する。

② **コンパクトなまちづくりに対応する緑地の配置方針**

コンパクトなまちづくりを進めるため、区域内の公園等緑地の適正配置を進める。また、人口減少等の社会情勢やニーズの変化に対応した緑地の適正配置を実現する観点から、区域内の公園等緑地が都市の利便性上より有効となるように配置する。

(3) **実現のための具体の都市計画制度の方針**

都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に進めるため、都市緑地法の規定に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の策定を検討するとともに、各種計画等を踏まえた上で、必要なものを公園等の都市施設や特別緑地保全地区等の地域地区として定める。